

3 財政構造の改造に向けた取り組み

(1) これまでの取り組み

平成 10 年度以降、厳しい財政事情を踏まえ、本県では歳出の伸びを抑制する一方、県債や基金に依存しない財務体質を目指して、財政構造改革の取り組みを積極的に進めてきました。

平成 14 年度には、法人二税をはじめ県税収入が大幅に減少し、今後も大きく回復する見込みが立たないことから、歳入歳出両面からの見直し検討を行い、具体的な縮減額等を定めた「財政構造改革プログラム」を策定しました。

平成 10 年度～平成 12 年度

「財政構造改革の指針」

〔背景〕 税収が伸び悩み中、国の大規模な経済対策に対応したため、県債残高が増加し、基金残高が減少

〔内容〕 歳出の伸びの抑制（投資単独事業を大規模経済対策実施前の水準に）
会館等公共施設整備の原則凍結
スクラップ・アンド・ビルドの徹底、総人件費の抑制
県債発行の抑制（新規発行額と地方債依存度を大規模経済対策実施前の水準に）

平成 13 年度～平成 14 年度

「当面の財政運営の方針」

〔背景〕 3 年間の取り組みによる成果は見られたものの、予想をはるかに超える県税収入の減少など、緊急避難的に県債を発行したことなどから、県債残高が増加

〔内容〕 会館等公共施設整備を含む大規模事業は、緊急不可欠なもの以外凍結
定員管理の一層の適正化による総人件費の抑制
県債の発行については地方財政措置に基づくもの以外極力抑制

平成 15 年度～平成 17 年度

「第 2 次財政構造改革の指針」「財政構造改革プログラム」

〔背景〕 平成 14 年度における県税収入の大幅な落ち込み（ 282 億円）
基金残高の減少

〔内容〕 効率的な行政運営の徹底、施策の重点化 約 85 億円
人件費の抑制 約 49 億円
事務事業等の重点化による削減 約 27 億円 ほか
投資的経費の重点化 約 65 億円
歳入の確保等 約 59 億円
公債費の平準化 約 54 億円 ほか

平成 15 年度から取り組んでいる「財政構造改革プログラム」の 2 年目である平成 16 年度に、国の三位一体の改革が具体化する中で、本県財政に大きな影響を受けることが判明し、指針やプログラムを見直す必要が生じました。そこで、平成 16 年 12 月に、改めて財政収支見通しを試算し、さらなる行財政改革を断行するという決意の下、新たに「財政危機回避のための改革基本方針」を定め、そのもとで平成 17 年度からの 3 カ年において取り組むべき内容を盛り込んだ「財政危機回避のための改革プログラム」を策定しました。

平成 18 年度予算編成においても、この改革プログラムに基づき、その 2 年目として引き続き、財政収支改善目標を達成するよう着実な取り組みを進めているところです。

平成 17 年度～平成 19 年度

「財政危機回避のための改革基本方針」「財政危機回避のための改革プログラム」

〔背景〕三位一体の改革に伴う財源不足の拡大

国庫補助負担金の削減に伴う不十分な税源移譲、地方交付税の大幅な削減

財政収支見通し試算結果

財源不足額 280 億円、 500 億円、 560 億円

〔見直しの視点〕

「県行政のより一層のスリム化と効率化」

「市町村との新たな役割分担と協力関係の構築」

「地域の多様な主体との協働」

「選択と集中の徹底」

〔具体的な内容〕(平成 19 年度目標額)

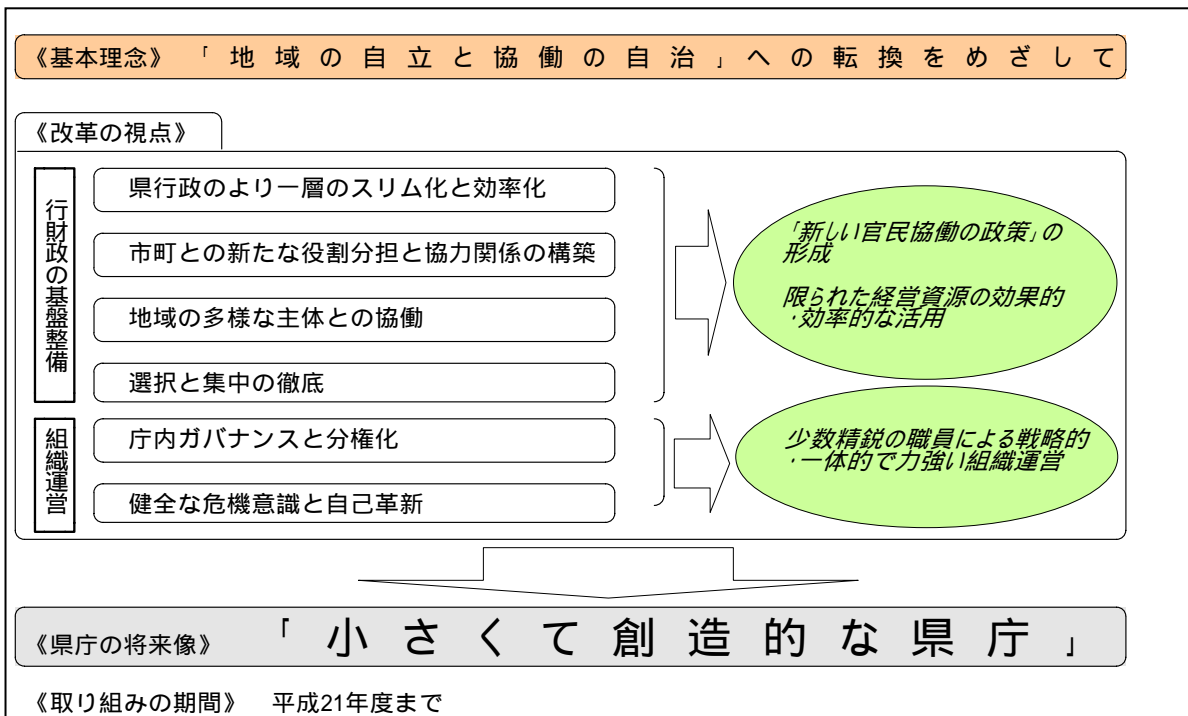
県行政のスリム化	約 124 億円
職員給与等人件費の抑制	約 70 億円
経常経費の削減	約 13 億円
公営企業会計等に対する繰出金の削減	約 10 億円
公債費の平準化	約 30 億円 ほか
「選択と集中の徹底」による施策の重点化	約 75 億円
事務事業、補助金等の削減	約 75 億円 ほか
投資的経費の重点化、効率化	約 64 億円
歳入の確保等	約 16 億円
新たな税源確保	約 6 億円
未利用県有地の活用	約 10 億円 ほか
地方税財政基盤の充実・強化	

(2) 「小さくて創造的な県庁への変身(新行革大綱)」の策定

三位一体の改革の影響などにより、改革プログラムの取り組み期間後の平成21年度には640億円もの財源不足額が見込まれるという未曾有の財政危機が懸念されることや、市町村合併の進展により県内の市町の姿が大きく変化したこと、県民やNPOなどの活動が活発になっていることなどから、県としてふさわしい役割の見直しを行う必要があることを背景に、今般、行財政基盤の整備はもとより、組織運営の面からも徹底した改革を実施し、変化の激しい時代に柔軟かつ的確に対応できるよう、新しい行革大綱を策定したところです。

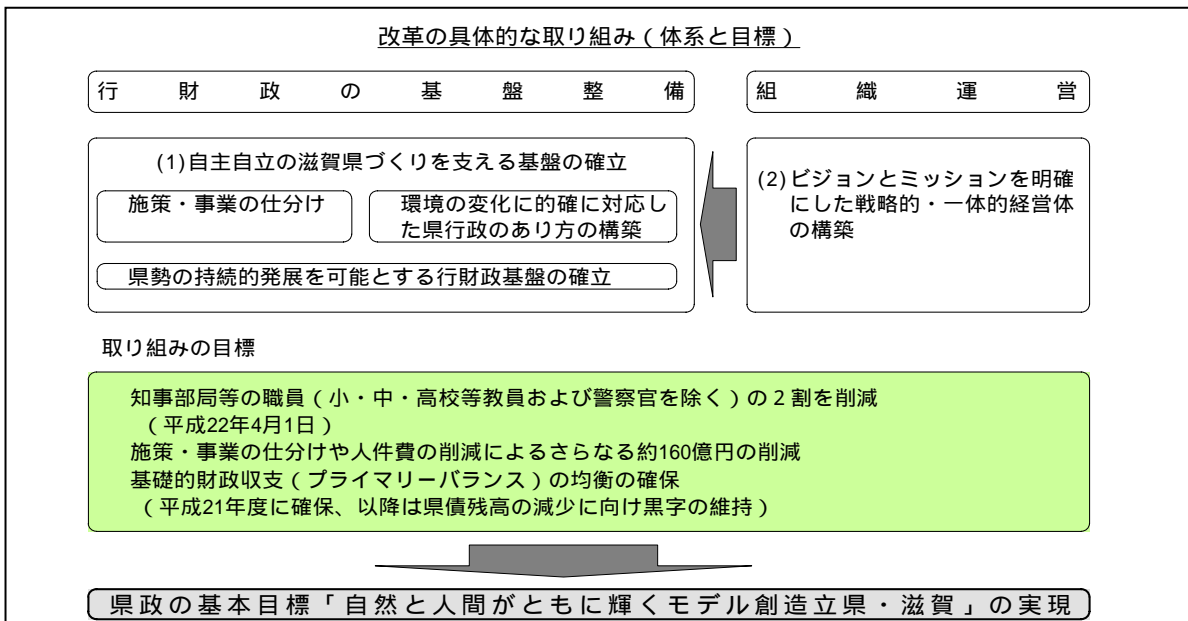
新行革大綱の基本理念と改革の視点

「『地域の自立と協働の自治』への転換をめざして」を基本理念に、6つの視点で改革に取り組んでいくこととしています。



改革の具体的な取り組み

行財政の基盤整備に重点を置いた改革と組織運営に重点を置いた改革を2つの大きな柱としています。



自主自立の滋賀県づくりを支える基盤の確立

・財政収支改善目標

引き続き想定される厳しい行財政状況に対応するため、今後の本県の人口増加に伴う行政需要の増加や税収などの不確定要素を考慮し、県行政の現況を十分に分析したうえで、複数のシナリオを描いて戦略を検討し、明確な目標を掲げ全庁一丸となって取り組んでいく必要があります。そのため、「財政危機回避のための改革基本方針」の策定に当たり試算した平成19年度までの財政収支見通しに加え、新行革大綱の取り組み期間である平成21年度までの2年間の試算を行いました。

その結果、平成16年度当初予算比で、平成20年度には約610億円、平成21年度には約640億円もの一般財源不足額が生じると見込まれます。現行の改革プログラムによる歳出削減効果の継続や県債、歳入の確保等により約480億円の対応は可能としても、さらに歳出を削減しなければ「財政再建団体」への転落は避けられません。このため、施策・事業の仕分け等に基づき、徹底した事業費および人件費の削減を行うことにより、さらに約160億円を削減し、財源不足額の解消を図ります。

【財政収支改善目標】

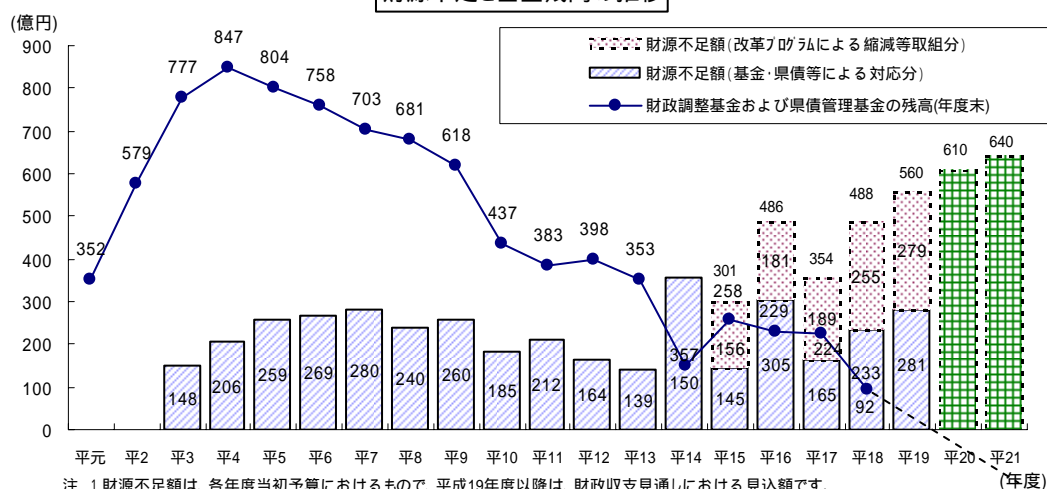
(単位：億円)

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
一般財源不足額		354	488	560	610	640
対 歳 出	事業費の削減 (下段:新たな見直し)	139	155	160	290	295
	人件費の削減 (下段:新たな見直し)	50	60	70	90	95
	公債費平準化	-	30	50	60	60
応 歳 入	県債	70	50	100	100	100
	歳入の確保	95	193	180	70	90

財政再建団体

財政再建団体になった場合には、県の財政運営は国の管理下におかれ、公共事業の大幅な圧縮、福祉、医療、教育などの分野において県が独自に行っている施策や国の基準を超えて行っている施策、県の将来のための投資など、そのほとんどの施策の実施が不可能となり、県民の負担の増加も見込まれます。

財源不足と基金残高の推移



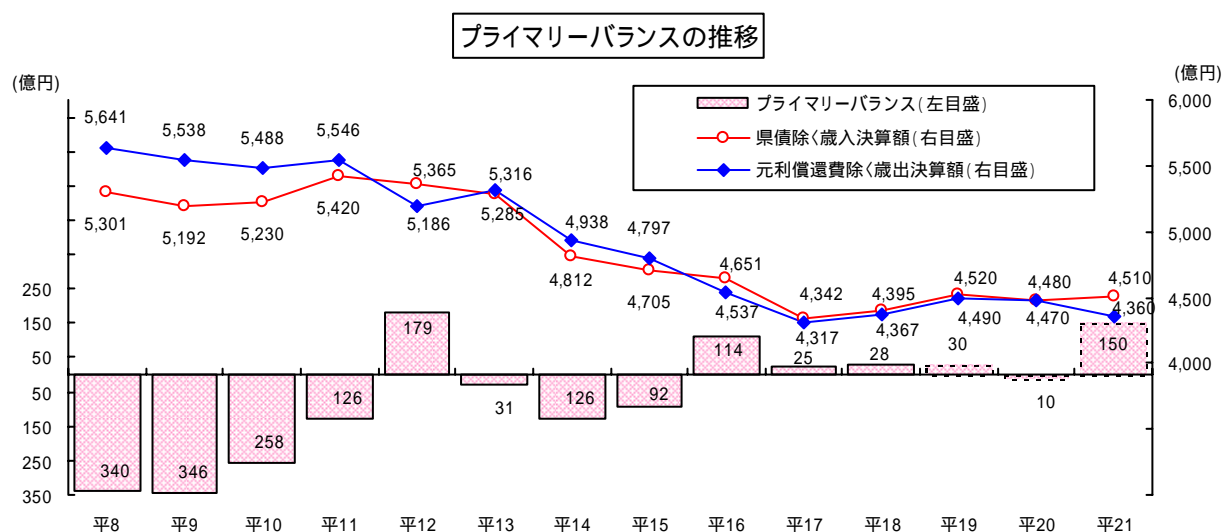
注 1 財源不足額は、各年度当初予算におけるもので、平成19年度以降は、財政収支見通しにおける見込額です。

注 2 財政調整基金および県債管理基金の残高は各年度末現在高で、平成17年度は最終予算額に基づく年度末現在高見込額で、平成18年度は当初予算反映後の年度末現在高見込額です。

・県勢の持続的発展を可能とする行財政基盤の確立

「自主自立の滋賀県づくりを支える基盤の確立」を目指して、まずは、改革基本方針で示した財政収支改善目標の達成に向けて、改革プログラムの取り組みを確実に実施します。併せて、平成20年度以降については、「施策・事業の仕分け」の結果や国の中期地方財政ビジョンなどの動向を踏まえ、平成19年度に財政収支改善目標を見直すとともに、新たな「財政構造改革プログラム」を策定し、着実に実行していくこととしています。

具体的には、事業の大胆な見直しによる事業費の削減、定数削減などについて、財源不足解消に向けた具体的な数値目標と時期を明確にし、内部事務の業務改革の推進やIT化等あらゆる手段を活用して取り組むことにより、平成21年度に基礎的財政収支（プライマリーバランス）の均衡を確保し、以降は県債残高の減少に向け黒字の維持を目指します。



- (注) 1 平成16年度までは決算額、平成17年度は最終予算額、平成18年度は当初予算額、平成19年度以降は、歳出削減等の取り組みを(年度)反映させた試算額です。
 2 プライマリーバランスについては、平成17年度以降においては、現行の改革プログラムの取り組みや今後の新たな見直しに取り組むことにより、ほぼ均衡に近い水準となり、平成20年度を除き、黒字を確保することができると見込まれます。

基礎的財政収支(プライマリーバランス)とは:

県債の元利償還金を除く歳出(現在の行政サービスに必要な歳出)が、県債を除いた県税収入などの歳入でまかなえているかを示す財政収支のことで、プライマリーバランスが均衡しているか、プラスの状態であれば財政の中長期的持続可能性を保つことができるとされています。



注) プライマリーバランスには、元利償還金に代えて利払いを除いた元金償還金のみを用いて示しているものや、基金等他の要因を考慮したものなど、他の計算方法が用いられることがあります。